

*安芸太田町告示第 44 号

安芸太田町公式サイト「あきおおたいむ」実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 20 日

安芸太田町長 橋 本 博 明

安芸太田町公式サイト「あきおおたいむ」実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民等が自ら撮影した写真を安芸太田町公式サイト（以下「町公式サイト」という。）トップページ内の「あきおおたいむ」（以下「町民時計」という。）に掲載することで、地域に対する愛着心を醸成するとともに、協働による情報発信の強化及び町公式サイトの利用の促進を目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 町民等 安芸太田町内に在住、在勤又は在学している者をいう。
- (2) 投稿者 町民時計に自身が撮影した写真を投稿する者をいう。

(投稿者の対象)

第 3 条 投稿者は、町民等のうち、公式サイトから町民時計への写真投稿が可能な者とする。

(投稿者の負うべき責務)

第 4 条 投稿者は、投稿にあたり次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 自身が投稿する写真に個人の情報がある場合は、本人の同意を得ること。
- (2) 自身が投稿する写真が第三者の権利を侵害するものではないことを町長に対して保証すること。
- (3) 自身が投稿した写真に関連して損害請求がなされた場合は、投稿者の責任及び負担において解決すること。

(掲載可能な写真)

第 5 条 町民時計に投稿できる写真は、投稿者自身が撮影したものに限り、町の魅力をアピールできる風景若しくは行事等の写真又は町民等の写真であることとし、鮮明に写っているものとする。

2 町長は、次のいずれかに該当すると認められた写真は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 営利を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張が認められるもの
- (7) 他人を誹謗中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 個人又は法人の広告目的であることが認められるもの

- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (12) 被写体の許諾を得ていない等、著作権又は肖像権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 被写体の個人情報特定されるおそれのあるもの
- (14) 閲覧者の判断に誤誘又は錯誤を与えるおそれのあるもの
- (15) テーマに沿っていないもの
- (16) 合成写真であると認められるもの
- (17) 前に掲げるもののほか、掲載する内容として不相当であると町長が認めるもの

3 写真の形式は、J P E G形式の電磁的記録のみとし、ファイル容量は2メガバイト以下でカラーのものとする。

(投稿写真の取扱い等)

第6条 町長は、投稿された写真について掲載枠合わせてサイズ変更若しくはトリミング又は視認性を優先した加工等の調整をすることができる。

(掲載の決定)

第7条 町長は、投稿者から投稿された写真について、掲載の可否を決定する。

2 掲載の可否の連絡は、町民時計への掲載によって代えることとする。

(掲載の取消し)

第8条 町長は、町民時計への掲載後、内容が適当でないと判断した場合、掲載を取り消すことができる。

(掲載枚数及び期間)

第9条 町民時計へ掲載可能な上限枚数、掲載時間及び掲載期間については、次のとおりとする。

- (1) 上限枚数 60枚
- (2) 掲載時間 1時間につき1分間
- (3) 掲載期間 掲載状況により別に定める。

(著作権)

第10条 写真の著作権は、投稿者に帰属する。ただし、町は、町公式サイト及び広報誌等の刊行物への掲載、複製、印刷並びに展示等で写真を使用する権利を保有するものとする。

2 投稿された写真の電磁的記録は、原則返却しない。

(投稿料等)

第11条 投稿者に対する投稿料等は、支給しない。

(投稿方法等)

第12条 投稿者は、町公式サイト上の専用フォーム（以下「専用フォーム」という。）から写真を投稿する。

2 投稿者は、専用フォームに次の事項を記載し、写真の電磁的記録を添付した上で、投稿する。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 電子メールアドレス

(5) 写真の撮影日時及び場所等

(庶務)

第13条 町民時計に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、町民時計に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。